

働き方改革関連法

2020.03.06

正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」。従来の各法律の一部を改正し、長時間労働の是正(労働基準法、労働安全衛生法)、多様で柔軟な働き方の実現(労働時間等設定改善法)、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(パートタイム労働法、労働契約法等)などの措置を講じるため、2018年7月6日に公布された。